	て得た額（万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに経済センサス活動調査規則により平成28年６月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）） B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅱ ｂ≧０のときＢ＝－0.02×ｂ＋0.1 ｂ＜０のときＢ＝－0.13×ｂ＋0.1 算式Ⅱの符号 ｂ　平成30年から令和２年までの各年における人口増減率（住民基本台帳関係年報における当該都道府県の区域内の市町村に係る「市町村別住民票記載、消除数」の表頭「増減数」の欄の数の合計数を当該都道府県の住民基本台帳登載人口で除して得た数に1,000を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ⅲ Ｃ＝ｃ／0.121 算式Ⅲの符号 ｃ　令和３年１月１日現在における年少者人口比率（当該都道府県の住民基本台帳登載人口のうち15歳未満の者の数を当該都道府県の住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。） D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ⅳ Ｄ＝334／ｄ 算式Ⅳの符号 ｄ　当該都道府県の人口密度
市町村	算式 （0.25×Ａ＋0.25×Ｂ＋0.25×Ｃ＋0.25×Ｄ）×α×1.06900 0.25×Ａ、0.25×Ｂ、0.25×Ｃ及び0.25×Ｄに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。